

地域包括支援センターにおける業務継続計画 (BCP)

- ①地域包括支援センターにおいて新型コロナウイルス感染等が発生した場合の対応方針
- ②地域包括支援センターにおいて自然災害が発生した場合の対応方針

令和4年10月策定

亀岡市高齢福祉課

地域包括支援センターにおいて新型コロナウイルス感染等が発生した場合の対応方針

1 職員が感染し、多くの職員が自宅待機になるなど、地域包括支援センター（以下、包括）の機能が制限される場合の対応

（１）基本方針

- ・ 高齢福祉課と連携を密にし、情報共有を図りながら、包括業務が機能不全としないよう対策を講じること。
- ・ 包括職員が不足している場合は、法人内で調整し、法人職員が代替要員としてできる限りの対応を行うこと。

（２）優先業務

人員が制約（減員）された状況であっても業務を継続するためには、包括業務のうち必要不可欠な業務を優先業務として継続し、感染拡大に繋がる恐れのある業務を一時的に縮小（延期）又は中断することが必要である。

このため、優先度に応じて包括の行う業務を次のとおりとする。

【業務区分A】…………… 優先業務

ア 総合相談支援業務、権利擁護業務

- ・ 支援困難事例や高齢者虐待事例など緊急性が高い事例への対応
⇒ 高齢福祉課に支援を依頼し、連携して対応する。
- ・ 総合相談で緊急対応が必要な事例への対応
（末期がんなどで至急介護サービスが必要な事例など）
⇒ 法人職員が電話相談窓口として受け付け、法人内部や自宅待機中の包括職員等と連携して対応する。

イ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・ 介護支援専門員からの支援困難事例の相談など緊急性が高い事例への対応
⇒ 高齢福祉課に支援を依頼し、連携して対応する。

ウ 介護予防ケアマネジメント業務

- ・ サービスの至急調整が必要な事例への対応（暫定プランが必要な事例など）
⇒ 法人職員や自宅待機中の包括職員等と連携して対応する。
- ・ 給付管理など提出期限が決まっているものへの対応
⇒ 法人職員が対応する。

【業務区分B】…………… 縮小（延期）業務

ア 総合相談支援業務、権利擁護業務

- ・ 従来からの継続事例や通常業務開始後での対応が可能な事例への対応
⇒法人職員が電話相談窓口として受付け、市民に後日対応を説明する。

イ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・ 介護支援専門員からの相談で通常業務開始後での対応が可能な事例への対応
⇒法人職員が電話相談窓口として受付け、介護支援専門員に後日対応を説明する。

ウ 介護予防ケアマネジメント業務

- ・ 通常業務開始後での対応が可能な事例への対応
⇒法人職員が電話相談窓口として受付け、市民に後日対応を説明する。

【業務区分C】

ア 会議や研修などへの出席

⇒原則中止とする。

イ 包括主催の会議や研修の実施

⇒原則中止とし、延期の取扱いとする。地域ケア推進会議など延期ができない会議や研修の場合は、高齢福祉課に支援を依頼する。

【その他】

- ・ 上記以外の対応が必要な場合などにおいては、高齢福祉課に相談する。

2 優先業務の実施に向けた対策

（１）業務の運用

- ・ 包括が完全に機能不全にならないよう法人内での職員の勤務形態を考慮する。（時差出勤や事務作業の別部屋対応など）
- ・ 濃厚接触者が出た時点で、全包括職員が自宅待機になった場合を想定し、業務調整を行う。
- ・ 濃厚接触者や陽性者が出た場合、速やかに高齢福祉課に状況報告し、連携体制が取れるようにしておく。

（２）平時からの対策

- ・ 平時から危機感を持って、感染拡大防止対策を徹底し、職員の健康管理を行う。

地域包括支援センターにおいて自然災害が発生した場合の対応方針

1 地震や大雨・洪水・土砂災害により担当圏域に甚大な被害が出た場合の対応

(1) 基本方針

- ・ 職員の安全確保及び避難を最優先する。
- ・ 地域包括支援センター（以下、「包括」という）の被災状況や担当圏域の被災状況、法人内の優先業務（入所施設など生命に関わる業務など）などに応じた対応を行う。

(2) 優先業務

災害発生時の対応は、下記の発災から時間経過に応じて対応する。

ア 発災直後⇒包括業務は停止し、災害時特別対応を実施。

- ・ 職員の安全確保及び避難を最優先する。
- ・ 管理者は、センターの被災状況や今後の業務継続の可否について高齢福祉課に連絡する。

イ 発災～概ね1週間⇒業務再開が可能な場合は、下記の対応を実施。

- ・ 地域住民の被災関連の相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、相談の内容によっては、高齢福祉課と連携しながら対応する。
- ・ 地域で把握している要支援者や介護予防ケアマネジメント対象者に対し安否確認を行い、被災状況や生活上の課題を確認し、可能な範囲で必要な支援を行う。
⇒安否確認については、自治会、民生委員等と連携して行う。

ウ 概ね1週間後～1ヶ月⇒可能な範囲で包括業務を再開。

- ・ 安否確認を継続し、支援の継続が必要と認められる場合は、適切な機関と連携して、継続的に支援を行う。

【その他】

- ・ 法人内の優先業務（入所施設など生命に関わる業務など）に人員が不足している場合は、高齢福祉課に相談し、包括業務を停止する。
- ・ 上記以外の対応が必要な場合などにおいては、高齢福祉課に相談する。
- ・ 通信機能喪失時においては、上記対応を状況に応じて実施する。

2 平時からの対応

- ・災害発生時、優先的に安否確認が必要な要支援者について、あらかじめ把握しておく。
- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報を収集し、地域の関係機関（行政、自治会、民生委員等）とのネットワークを構築する。
- ・災害に伴い発生する安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応ができるよう、介護サービス事業所や地域の関係機関と事前に検討しておく。